**平成２４年（フ）第３９号**
岩手県北上市中野町２丁目24番27号　三協ハイツⅡ―205号、前住所岩手県北上市中野町１丁目３番８号
債務者　高橋マスミ
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２４年（フ）第６１号**
北海道室蘭市港南町２丁目22番15号
債務者　内海みさお
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第２２３号**
埼玉県越谷市大字下間久里456番地２
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２２７号**
埼玉県草加市西町603番地１　伊藤荘101号
債務者　早坂　いく
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２３４号**
埼玉県草加市氷川町827番地　第２コーポアオキ108号
債務者　見留　英男
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２３５号**
埼玉県八潮市大字古新田1042番地２　ハイツ・エノモト205号
債務者　渡邊　和昭
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第３４号**
千葉県袖ケ浦市神納4071番地51
債務者　河西　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第３２号**
新潟県長岡市旭町１丁目１番地１
債務者　村山とも子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
新潟県魚沼市井口新田585番地９　井口住宅201号
債務者　櫻井　義弘
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第７２号**
新潟県長岡市与板町与板甲434番地
債務者　原　　春香
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第１３９号**
静岡県駿東郡清水町徳倉1907番地の２　サン・セレーノ102号、前住所静岡県沼津市東椎路1528番地の３
債務者　山下　和代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第２４号**
福岡県築上郡吉富町大字広津633番地１、住民票上の住所福岡県豊前市大字八屋2377番地１
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２４年（フ）第８３４号**
横浜市緑区十日市場町802番地３　サニーハウス604号
債務者　鈴木惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第８５７号**
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区17棟406号
債務者　佐藤　吉則
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第８７５号**
横浜市保土ケ谷区西久保町35番地
債務者　亀山三枝子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９７８号**
横浜市中区本牧町２丁目312番地　ハイラーク本牧310号室
債務者　望月　ラク
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１２号**
熊本県天草市牛深町1098番地１
債務者　山田　大樹
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部